

CASBEE 評価員養成講習実施規程

(趣旨)

第1条 CASBEE 評価員登録制度要綱（以下、「要綱」という。）第4条第4項に基づくCASBEE 評価員養成講習（以下、「講習」という。）に関する必要な事項を定める。

(講習)

第2条 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構（以下、「財団」という。）は、講習を主要都市において開催するものとする。

(内容)

第3条 講習の内容は、次の各号によるものとする。

一 CASBEE 建築評価員養成講習については次のイからニの各号の内容が含まれること。

- イ 建築物の総合的環境性能評価の概要に関する事項
- ロ 「Q（環境品質）」の評価に関する事項
- ハ 「L（環境負荷）」の評価に関する事項
- ニ その他関連事項

二 CASBEE 戸建評価員養成講習については次のイからニの各号の内容が含まれること。

- イ 戸建住宅の総合的環境性能評価の概要に関する事項
- ロ 「すまいの環境品質（Q）」の評価に関する事項
- ハ 「すまいの環境負荷（L）」の評価に関する事項
- ニ その他関連事項

三 CASBEE 不動産評価員養成講習については次のイからへの各号の内容が含まれること。

- イ 不動産マーケットにおける環境配慮の必要性に関する事項
- ロ 建物の環境配慮に関する知識に関する事項
- ハ CASBEE-不動産の考え方と構成に関する事項
- ニ CASBEE-不動産の評価基準と補足説明に関する事項
- ホ 評価の具体例に関する事項
- へ その他関連事項

(時間)

第4条 前条の講習の講習時間は次の各号によるものとする。

- 一 CASBEE 建築評価員養成講習にあつては概ね5時間以上
- 二 CASBEE 戸建評価員養成講習にあつては概ね3時間以上
- 三 CASBEE 不動産評価員養成講習にあつては概ね3時間以上

(講師)

第5条 講習の講師は、原則としてCASBEE 評価ツールの開発を行う委員会委員、または評価員養成委員会等により選出された講師があたるものとする。

(実施計画の公表)

第6条 財団は講習を実施するときは、原則として講習開催日の1ヶ月前には実施計画を公表するものとする。

附則 この規程は平成19年4月1日より施行する。

一部改正 平成22年11月12日

一部改正 平成24年4月11日

一部改正 平成28年6月6日